

沖縄てんかん研究会会則

(名称)

1. 本会は沖縄てんかん研究会と称する。

(目的)

2. 本会はてんかんに関する研究並びに知識の普及および地域医療に寄与することを目的とする。

(事業)

3. 本会は前項の目的を達するために次の事業を行う。

(1) 研究発表、講演会などの学術的事業（原則として年数回実施し、研究発表、症例報告、文献の紹介ならびにこれに関する討論などを行う。）

(2) 会員の親睦および相互交流

(3) その他、会の目的に沿った事業

(会員)

4. 本会は沖縄県及びその付近在住の医療関係者をもって組織する。入退会は事務局に届ける。

4.2 会員は会費を納入しなければならない。但し納入を怠った場合は会員の資格を失う。

4.3 会員は本会の記録の配付および参加証を受けることができる。

4.4 会員は会の運営に関し意見を述べ、その審議を求めることができる。

4.5 医療従事者以外の支援組織の参加は世話人の推薦を受けて会長の認可があれば可能である。

(役員)

5. 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 1名

世話人 若干名

監事 2名

(1) 会長、副会長は世話人の互選とする。

(2) 世話人は会員から推薦され、総会で承認されたものを充てる。

(3) 監事は、会員の中から会長が指名する。

(役員の任期)

6. 各役員の前任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、70歳までとする。

6.2 役員に欠員が生じたときは補充することができる。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

6.3 顧問は本会の発展に多大な貢献があった者とし、世話人会に出席し意見を述べる事が出来る。

(資格喪失)

7. 会員は以下の事由によって資格を喪失する。

1) 退会

2) 本会の目的に著しく違背する行為があり、世話人会および総会において除名を決議されたとき。

(世話人会)

8. 世話人会は、会長が必要な時に応じて召集する。

8.2 世話人会は、会務の重要な事項について協議し、会の運営にあたる。

(総会)

9. 総会は毎年1回開催し、総会は会員の半数以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。

9.2 緊急を要する場合は、会長は臨時総会を開催する事ができる。

9.3 議案の承認には、出席者の過半数の同意を必要とする。

(会費)

10. 会費は半年会費 500 円、参加費 500 円とする。

(事務局)

11. 本会の事務局は会長の指定する所におく。

(会計)

12. 本会の事業会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

12.2 この会の収支決算は、監事の監査をうけ、総会でその承認をえなければならない。

(その他)

13. この会則に定めるもののほか、必要な事項は世話人会で定める。

(補足)

14. 会則変更は世話人会で協議し変更することができる。

15. 講演会など学術的事業はその目的に賛同する企業やその他の団体と共催することができる。

